

学生総合保障制度のご案内2026

(傷害総合保険)

本制度は朝日大学が推薦する保障制度です！

団体割引
20%
適用



1

育英・学資費用

扶養者に万が一が
あった場合を補償

2

学生本人のケガ

24時間365日補償

3

学生本人の病気

4

携行品損害

学生の身の回り品を補償

期限を過ぎてしまった場合にはお問い合わせ先まで個別にご連絡ください

申込締切日

◆加入手続きは右の期限まで
にお済ませください(お申込み
開始は**1月15日**からです)

2026/3/31(火)
まで

お問い合わせ先

朝日大学学生総合保障制度相談係(担当窓口 株式会社ジャパンデンタル)

TEL : 058-326-8191 (受付 : 土日祝日除く 9:30~17:30まで)

朝日大学ならではの補償プランをご用意！ ご卒業までの安心をお届けします

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

扶養者の方に万一のことがあった場合の補償

ケガによる学資費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じ、学生本人が授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

病気による学資費用の補償

扶養者の方が病気により亡くなられた場合に授業料などの実費を保険金額を限度にお支払いします。

オプション(タイプA・C・E)

ケガによる育英費用の補償

扶養者の方が事故により、死亡・重度後遺障害が生じた場合に保険金額の全額をお支払いいたします



- * 保険期間開始後に発病した疾病が対象となります。
- * 初年度のご契約よりご契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて2年経過した後に保険金の支払事由に該当した場合は、ご加入初年度の保険期間の開始時以前に発病した疾病も補償します。

学生本人の身の回り品の補償

外出先での身の回り品の補償

学生本人が所有している身の回り品が偶然な事故により破損・盗難等を被った場合に補償します。

○例えば・・・

カメラを地面に落として壊してしまった

※PCは対象外となります



学生本人のケガの補償

ケガの補償

学生本人がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します

学校でのケガ

日常生活でのケガ

交通事故でのケガ



* 急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折等は補償の対象となりません。

病気の補償

学生本人が病気により、入院・手術した場合に補償します。また、退院後の通院についても補償いたします。

- * 補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気等、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。
- * 通院については、継続して4日を超えて入院した場合の退院後の通院について保険金をお支払いします。

その他にも

熱中症の補償

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合も補償します

食中毒の補償

細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合も補償します

特定の感染症の補償

O-157などの特定感染症により、後遺障害が生じた場合・入院・通院した場合に補償します



保険金の請求について(万一、事故にあわれたら・・・)

○事故が起きた際には、直ちにお問い合わせ窓口または引受保険会社にご連絡ください。

(保険金請求権には時効がありますので、ご注意ください。)

○保険金請求書が送付されますので、できるだけ早く書類をご返送ください。

○請求書などの書類の確認が完了した後、銀行振込でお支払いいたします。

ご加入タイプ

		歯学部歯学科 (保険期間6年間)		保健医療学部 (保険期間4年間)		経営学部・法学部 (保険期間4年間)	
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
扶養者	学資費用 (ケガ・病気)(※1)	支払年度ごと 300万円(※4)		支払年度ごと 120万円(※4)		支払年度ごと 80万円(※4)	
	育英費用(ケガ)(※1)	150万円	×	150万円	×	150万円	×
学生	死亡・後遺障害(ケガ)	100万円		100万円		100万円	
	入院(ケガ・病気)	4,000円(日額)		4,000円(日額)		4,000円(日額)	
	手術(ケガ・病気)	入院保険金日額の5倍 もしくは入院保険金日額の 10倍(※2)		入院保険金日額の5倍 もしくは入院保険金日額の 10倍(※2)		入院保険金日額の5倍 もしくは入院保険金日額の 10倍(※2)	
	通院(ケガ・病気)(※3) (注)継続して4日を超えて入院し た場合の退院後の通院が対象	2,000円(日額)		2,000円(日額)		2,000円(日額)	
	携行品損害	10万円 (自己負担額： 1回の事故につき3,000円)		10万円 (自己負担額： 1回の事故につき3,000円)		10万円 (自己負担額： 1回の事故につき3,000円)	
	卒業までの一括払い	311,300円	307,850円	93,950円	91,460円	78,410円	75,920円
保険料 一日あたり		約142円	約141円	約64円	約63円	約54円	約52円

※1 学資費用ならびに育英費用は扶養者の方に万一のことがあった場合の補償です。また育英費用は一時金となります。

※2 入院中の手術であれば、入院保険金日額の10倍、外来の手術であれば入院保険金日額の5倍となります。

※3 疾病通院は退院後の通院となります。その他補償内容の詳細については補償の内容ページをご確認ください。

※4 学資費用の支払対象期間はA・Bタイプが2032年3月31日まで、C・D・E・Fタイプは2030年3月31日までとなり、保険期間とは異なりますのでご注意ください。

上記金額には制度運営費650円を含んでいます。

(団体割引率20%、職種級別A級、特定感染症危険補償特約、熱中症危険補償特約、疾病による学業費用補償特約セット)
(制度運営費は本制度の運営にあたり必要な費用(事務手続き費用など)に充当するものです)
(保険料のうち、疾病補償特約については介護医療保険料控除の対象となります。(2025年9月現在))
(上記保険料は4月づけでの加入の場合の保険料です。5月以降での加入をご希望の方は、学生総合保障制度相談係までご連絡ください。)

保険期間		卒業予定年次に応じて	
歯学部	6年間	2032年3月卒業予定者	2026年4月1日(午前0時)より 2032年4月1日(午後4時)まで 6年間
経営学部 法学部 保健医療学部	4年間	2030年3月卒業予定者	2026年4月1日(午前0時)より 2030年4月1日(午後4時)まで 4年間

期限を過ぎてしまった場合にはお問い合わせ先まで個別にご連絡ください

◆加入手続きは右の期限まで
申込締切日にお済ませください(お申込み
開始は**1月15日**からです)

2026/3/31(火)
まで

申込方法・ご加入について

あらかじめご希望のプランと保険料をパンフレットからお選びいただくとスムーズです
※中途加入の場合は別途取扱い窓口までご連絡ください。

ステップ1 申し込みサイトへのアクセス

- ①2次元コードより専用サイトへアクセスください。
- ②メールアドレスの登録後、ご加入手続きサイトの手順に沿って、加入者・学生情報などの必要事項を入力してください。
- ③後日、入力いただいた住所に払込票もしくは払込封書が届きます。



歯学部の方



* URLからのお手続きの場合

<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/asahi-u-dentistry>
へアクセスしてください

保健医療学部の方



* URLからのお手続きの場合

[https:// sjnk-pmd.dga.jp/lp/asahi-u](https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/asahi-u)
へアクセスしてください

経営学部 法学部の方

受信拒否に設定されている方は「@sjnk-pmd.dga.jp」のドメインを受信できるように設定ください。

ステップ2 払込

- ①ご入力いただいた住所に払込票・払込封書が届きます

歯学部の方

お近くのゆうちょ銀行

または**郵便局**で保険料を払い
込みください



※歯学部の方はゆうちょ銀行または郵便局での
お振込みのみとなります。ご了承ください。

保健医療学部の方

経営学部 法学部の方

お近くのコンビニまたは
スマホ決済アプリを利用
して保険料を払い込みください



PayPay、PayB等がご利用可能です

払込方法のご不明点など
は取り扱い窓口まで
お問い合わせください



加入者証はWEB上からご確認ください(一週間後頃に反映)

- 加入者証が反映するまでの間は振込受領書(WEB)または振替払込請求受領証を保管ください。
- 加入者証が未反映であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。
- 加入者証が確認できない場合は、取り扱い窓口までご連絡ください。

お支払いする保険金などのご説明(傷害総合保険)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

ご契約のあらまし(契約概要のご説明)

- ◆商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- ◆保険契約者 : 学校法人朝日大学
- ◆保険期間 : 2026年4月1日午前0時から指定(※)年経過後の4月1日午後4時まで ※学部によって4年間か6年間となります。
- ◆申込締切日 : 2026年3月31日
- ◆引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 朝日大学の学生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただけます。
 - 被保険者 : 朝日大学の学生(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)に限ります。
 - 扶養者 : 育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象者となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)に限ります。
- お支払方法 : ご自宅に郵送される払込票を利用して払い込みください。
- お支払方法 : WEBシステムからお申込みください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は随時受付をしています。その場合の保険期間は、毎月月末までの受付分は翌月1日から指定年経過後の4月1日午後4時までとなります。保険料については所定の方法でお支払いください。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は取扱代理店までご連絡ください。
- その他のご注意 : 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。
- ◆満期返戻金・契約者配当金 : この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

(お子さま本人のケガの補償)
被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
●「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「急激かつ偶然な外来の事故」について
■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

◆◆◆傷害(国内外補償)◆◆◆

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
① 死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額
② 後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)
③ 入院保険金	事故よりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
④ 手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
⑤ 通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年9月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

●熱中症の補償について 日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも、前記①～⑤までの保険金をお支払いします。 ●食中毒の補償について 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒により身体に障害が生じた場合にも、前記①～⑤までの保険金をお支払いします。
--

保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、危険ドラッグにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの	⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

◆◆◆疾病(病気)の補償◆◆◆

【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき60日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額＝疾病入院保険金額×入院した日数
疾病手術保険金	下の（１）または（２）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （１）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術（※１）を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術（※２） ③放射線治療に該当する診療行為 <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10（倍） <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×５（倍） （※１）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など （※２）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （２）骨髄幹細胞採取手術（※１）（※２）を受けた場合は、保険期間中に確認検査（※３）を受けた時を疾病を被った時とみなして、（１）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※１）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※２）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて１年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。 （※３）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（１）から（４）までの制限があります。 （１）時期を同じくして２以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか１つの手術についてのみお支払いします。 （２）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を２回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術（※１）に該当するときは、同一手術期間（※２）に受けた一連の手術（※１）については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか１つの手術についてのみお支払いします。 （※１）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※２）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （３）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が１日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた１日目についてのみお支払いします。 （４）放射線治療を２回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に１回のお支払いを限度とします。
疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して４日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、１回の通院責任期間につき60日を限度として、通院した日数に対し、通院１日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、１回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数

保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグの使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等（※）の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの	⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

【注】初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

特別費用◆◆◆育英費用(国内外補償)(注1)(注2)◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
扶養者（※１）が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態（※２）となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※１）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で申込画面入力の方をいいます。 （※２）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	
保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、危険ドラッグにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置	⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

特別費用◆◆◆【ケガ】学業費用(国内外補償)(注1)(注2)◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
扶養者（※１）が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態（※２）となった場合、支払対象期間（※３）中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間（※３）中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 （※１）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で申込画面入力の方をいいます。 （※２）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （※３）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください	
保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、危険ドラッグにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産	⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

特別費用◆◆◆【疾病】学業費用(国内外補償)(注1)(注2)◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
扶養者（※１）が、保険期間中に扶養不能状態(※２)となり、支払対象期間（※３）中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●疾病学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間（※３）中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 （※１）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で申込画面入力の方をいいます。 （※２）「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 （※３）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	
保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグの使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産	⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

物の損害の補償◆◆◆携行品損害(国内外補償)(注1)◆◆◆

保険金をお支払いする主な場合	
偶然な事故により携行品（※1）に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額（※2）を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度（※3）とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （※3）保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	
保険金をお支払いできない主な場合	
①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、危険ドラッグにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等	⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ（※）または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 など

（注1）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

（注2）複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

その他にご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語の説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、疾病または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3等身内の婚姻をいいます。
未婚	これまで婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

用語の説明(疾病)

用語	用語の定義
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病（前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※） 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、申込画面へのご入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 申込画面へのご入力内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面へのご入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務
 - ★学校の種類(疾病による学業費用補償特約をセットする場合)
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合には、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 申込画面にご入力の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ・扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 申込画面にご入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
＜重大事由による解除等＞
保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＜他の身体障害または疾病の影響＞
■すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときはそれらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。
・中途加入の場合は、毎月月末までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取り扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めた30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤公の機関や関係先への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 保険金の支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。
- (※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

【もう一度ご確認ください】

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向にそっているかご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間
☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金、契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の職種級別は正しいですか

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 申込画面の「学校の種類」欄へ正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 株式会社ジャパンデンタル 担当:井上・香田
〒501-0296 岐阜県瑞穂市穂積1851-1 朝日大学内
TEL 058-326-8191 FAX 058-326-8197 (受付:平日の9:30~17:30まで)
●引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 岐阜中央支店 岐阜第二支社 担当:吉澤
〒500-8685 岐阜県岐阜市金町5-20
TEL 058-266-1606 FAX 058-266-1620 (受付:平日の9:00~17:00まで)
●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ﾎﾞﾀﾞｲﾙ〕 03-4332-5241 <通話料有料>
受付時間:平日の9:00~17:00まで (土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間:24時間365日)

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が閲覧できない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。